

令和5年第6回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和5年6月23日(金) 9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小城和之 | 出席 |
| 4番 | 市川洋 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 横峰路子 |
| | 丸茂宣潔 |
| | 岡村篤子 |
| | 錦戸宏泰 |
| 生涯学習課 | 川村恭彦 |
| | 新畑房恵 |
| | 武田宜裕 |

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第6回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を6月23日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第12号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第12号 大竹市給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市給食センター設置条例第4条第3項の規定に基づく大竹市給食センター運営委員会委員について、委嘱している委員のうち、役職の交代があるため、前任者の残任期間について委嘱しようとするものです。このたび、大竹市給食センター運営委員会委員に委嘱しようとする方は、大竹市PTA連合会長の広実忠司様で、大竹市給食センター設置条例施行規則第8条第1項第

3号に規定する給食対象校の保護者代表です。また、任期については、同規則第8条第3項に前任者の残任期間とあることから、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「議案第13号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市青少年問題協議会委員の任期満了に伴い、地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づいて、新たに委嘱するものです。この度、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱する者は、児玉正之様外21名、合計で22名です。

委員の構成についてですが、大竹市附属機関設置に関する条例にありますように、(1)市長、(2)関係行政機関の職員、(3)市議会議員、(4)青少年問題に関する高い識見を有する者であり、ここに掲げる者の中から教育委員会が委嘱することとなっています。(1)入山欣郎大竹市長、(2)関係行政機関の職員として大竹警察署長の倉田公陽様、(3)市議会議員として大竹市議会総務文教委員会委員の小田上尚典様、大竹市議会生活環境委員会委員の藤川和弘様、(4)青少年問題に関する高い識見を有する者として大竹市青少年育成市民会議会長の児玉正之様外17名です。大竹市青少年育成市民会議会長児玉正之様、大竹市PTA連合会長の広実忠司様、大竹地区更生保護女性会副会長の前安井美千子様、栄町を明るくする会長中川義弘様が新任であり、残りの18名は継続して委嘱する方です。なお、任期につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日までです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 大竹市青少年問題協議会委員は、年に何回ほど開催されるもので、昨年度はどのような課題について協議したのか教えてください。

事務局 開催は年に1回です。内容については手持ちの資料がないため、また後日、説明させていただいてよろしいでしょうか。

小西教育長 内容については、後日資料を提出させていただきます。私も大竹市青少年問題協議会に参加をしているのですが、様々な団体の方が委員として参加しています。年間の取組の報告会、又は全体の課題を出して、協議をし、子ども達の安心安全を視点を協議を行っています。簡単に説明するとそのような形ですが、資料については、準備していただけたらと思います。

他に質疑はありませんか。

委員一同

なし。

小西教育長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

小西教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第14号 大竹市指定重要文化財の指定について

小西教育長

日程第4「議案第14号 大竹市指定重要文化財の指定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局

本議案は、大竹市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、大竹市指定重要文化財として「谷和神楽」を指定するものです。令和4年1月24日付けで、谷和神楽団代表者久保和実氏から文化財指定申請書が提出されたことに伴い、令和4年2月の教育委員会定例会で審議の結果、大竹市文化財審議会に諮問することが決定されました。文化財審議会ではこれまで3回の審議を経て、令和5年5月17日付けで同審議会委員長から指定重要文化財に値する旨の答申書が提出されました。答申書では、谷和神楽団は子ども神楽を作るなど後継者育成に積極的に取り組んでいて、若い団員も多く今後も継続した活動が期待できることから、大竹に残っている神楽文化を後世に継承していくためにも、重要文化財に指定することが適当であるとされています。このことを受けまして、「谷和神楽」を13番目の大竹市指定重要文化財として指定したいと考えます。

小西教育長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員

この答申書中で、大竹市内の神楽団がどんどん活動を中止している中で、「谷和神楽」が、現在も活動を続けているという事は素晴らしいことだと思います。現在、団員数が18名、主に玖波を中心に活動しているのではないかなと思います。これから継続していくためにも、どのような年齢構成なのか教えてください。また、神楽は衣装などお金がかかる面も多いと思いますが、大竹市指定重要文化財に指定されることによって補助等があるのかどうか教えてください。

事務局

2点質問がありましたが、1点目の谷和神楽団の個性的なところについては、手持ち資料がないため、議案第13号のものと合わせて提出をさせていただきたいと思います。2点目の活動への補助についてですが、大竹市には「大竹市無形文化財伝承者育成補助金交付要綱」があります。こちらが、衣装や用具等の購入費、会場の使用料、音響機器の借り上げ料や用具の修繕など幅広く対象事業の経費を認めています。その中で、交付の対象となる経費の1/2の金額を10万円を上限として補助することが出来るようになっていきます。今回指定することが出来たら、この制度を利用して今後の活動の手助けをしていきたいと思っています。

池田委員

年齢構成についても大切ですが、金銭的な事についてもそういった補助があれば継続して行きやすい環境が出来ると思います。是非進めて行って頂きたい

と思います。

市川委員 谷和神楽団については、以前から玖波公民館を練習場として、公民館まつり等、いろいろな場を持って活動をしています。どこか核にして活動していく事が出来れば他にも可能なのではないかなと思います。「大竹市指定重要文化財」に指定されているものは、他にどのようなものがあるのか教えてください。

事務局 「大竹市指定重要文化財」は、たくさんあるのですが、史跡であれば旧山陽道木野川渡し場跡、亀居城跡、浅生塚、芦路塚、薬師寺の宝篋印塔、小方一丁目のけごろもの碑、無形文化財は、大瀧神社の奴行列と山車の風流、玖波宿本陣陣入やっこ、有形文化財は、所家文書、森崎家文書、和田家文書、称名寺の喚鐘、民俗資料は、大歳神社の力量石です。

小西教育長 谷和神楽団は、若い人も構成員として、次の世代につなぐために非常に頑張っています。大竹市のいろいろな行事に参加をしていますし、小方学園では、文化祭の時に子ども達の前で披露していただいています。学校教育には様々な形な意味で携わっていただいています。ただ、先程から出ていますとおり、衣装代や運営費など、維持管理していくのに非常に予算がかかるので、文化財として指定して、末永く文化の継承として、つないで行けたらと私も思っています。

中田委員 新型コロナウイルスで神楽を見る機会も減っていたのですが、制限が無くなったことで、盛んに活動が出来るようになるのではないかなと期待しています。文化財の指定を受けることで、より一層教育委員会からもSNS等を使って外に向けてアピールする事ができるようになり、たくさんの人にアピールすることが出来るのではないかなと思います。

市川委員 今のことに関連するのですが、昔吉和中学校にいたときに、校区の児童生徒は神楽は上手いし冬になればスキーはできるし、太鼓もすごく上手です。それを持って特色ある学校作りをしていました。大竹市の中でも神楽を使って特色ある学校作りをして行けたら良いのではないかなと思いました。

小西教育長 地域の大きな宝として、学校側もしっかりと活用して行けたらと思います。他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第16号 職員の人事異動について

小西教育長 日程第5「議案第16号 職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年5月17日付けで発令した職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項及び第25条第2項の規定により、教育委員会において決定すべきですが、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長において臨時に処理し発令したものです。このたびの人事異動は、総務部総務課付けの大石憲吾主任主事が5月17日付けで、総務学事課に転入したものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
池田委員 主任主事の石さんが入って来られたという事は、1名増えたということで考えてよろしいでしょうか。
事務局 その通りです。
小西教育長 他に質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

報告第17号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第6「報告第17号 大竹市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。
事務局 本議案は、社会教育法第15条及び大竹市社会教育委員条例第1条の規定に基づき、大竹市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要が生じたものですが、前回委員を推薦していただいていた国際ソロプチミスト大竹が6月30日付けで解散するとの情報があり、確認等を行っている間に時間が押したため、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものです。このたび、大竹市社会教育委員に委嘱した者は、国際ソロプチミスト大竹を除く、小田光範様外9名、合計で10名です。委嘱の基準としましては、大竹市社会教育委員条例第2条により、(1)学校教育の関係者、(2)社会教育の関係者、(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者、(4)学識経験のある者であり、ここに掲げる者の中から教育委員会が委嘱することとなっています。(1)学校教育の関係者として、広島県立大竹高等学校長の應本哲夫様、大竹市中学校長会長の小田大介様、大竹市小学校長会長の兼田等様、(2)社会教育の関係者として、大竹市青少年育成市民会議副会長の寺岡公章様、大竹市体育協会長の木村美知代様、大竹市文化協会事務局長の豊島英夫様、大竹市自治会連合会女性部の泉隆子様、大竹青年会議所理事長の岩崎静穂様、(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者として、大竹市地域学校協働本部委員長の小田光範様、大竹市PTA連合会長の広実忠司様を委嘱しました。大竹市青少年育成市民会議副会長の寺岡公章様、大竹市文化協会事務局長の豊島英夫様、大竹市PTA連合会長の広実忠司様が新任であり、残りの7名は継続して委嘱した方となります。なお、任期につきましては、令和5年6月1日から令和7年5月31日までです。
小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
池田委員 大竹市PTA連合会長はご本人が承諾しているのですが、広実さんは新任でどの協議会でも委嘱されていて大変だなと思います。これは、大竹市PTA連合会に依頼をして会長本人に委嘱されたものなののでしょうか。
事務局 生涯学習課より議案提出した、大竹市青少年問題協議会委員と大竹市社会教

育委員については、どちらも団体に推薦依頼を送り、推薦いただいた方に委嘱をしています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第7「報告第18号 職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について」

日程第8「報告第19号 大竹市職員の人事評価実施規程の一部改正について」

日程第9「議案第20号 大竹市ストレスチェック制度実施規程の一部改正について」

小西教育長 日程第7「報告第18号 職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正について」、日程第8「報告第19号 大竹市職員の人事評価実施規程の一部改正について」及び日程第9「議案第20号 大竹市ストレスチェック制度実施規程の一部改正について」の3件は、関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この度の改正につきましては、いずれも令和5年3月31日に内容の一部を見直しています。改正に当たっては、大竹市、大竹市教育委員会、他の行政委員会等による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により教育長において臨時に処理しました。このため、同条第2項の規定により報告し、承認を得ようとするものです。

改正の理由ですが、いずれも令和5年4月1日から本市職員の定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことにより規定の一部を改正したものです。

改正の内容ですが、まず、報告第18号の「職員の勤務時間等に関する訓令」は、職員の勤務時間の割り振りや職員の出勤、代休日の指定、休暇及び職務に専念する義務の免除の取り扱いに関する必要事項を定めた規定ですが、第4条に規定している「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

また、併せて保育所及び認定こども園の勤務時間を整理するものです。施行期日は令和5年4月1日となっています。

続いて、報告第19号の「大竹市職員の人事評価実施規程」は、地方公務員法の規定に基づき、職員の人事評価の実施に関する必要事項を定めた規定ですが、第3条に規定する被評価者の範囲を改正するものです。施行期日は令和5年4月1日となっています。

最後に、報告第20号の「大竹市ストレスチェック制度実施規程」は、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施に関する必要事項を定めた規

定ですが、第7条に規定している「再任用職員を含む。」を削除するものです。
施行期日は令和5年4月1日となっています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 この3件については、内容は問題ないと思うのですが、この施行が4月1日
となっています。それが、4月でも5月でもなく6月の定例会に提出されて
いるのはなぜか教えていただけたらと思います。

事務局 こちらの規程の改正については、合同訓令であり、3月31日付けで総務課
が起案を回していますが、関係機関が多いため、調整に時間がかかりこの時期
になってしまいました。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。
報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件3件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、
字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に
委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教
育長で行います。

これにて、令和5年第6回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時18分】

.....